

保医発 0331 第 2 号
令和 3 年 3 月 31 日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和3年4月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和2年3月5日保医発 0305 第 9 号)の一部改正について

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(令和2年3月5日保医発0305第9号)の一部改正について

- 1 の3の174(2)のアを次のとおり改める。
 - ア 両側外耳道閉鎖症、両側耳硬化症、両側真珠腫又は両側耳小骨奇形等で、既存の手術による治療及び既存の補聴器を使用しても改善がみられない患者。
- 2 の3の174(2)のイ中の「45」を「55」に改める。
- 3 の3の174(2)のウを削除する。
- 4 の3の174(3)を次のとおり改める。
 - (3) 植込型骨導補聴器を使用する際には、診療報酬明細書の摘要欄に患者の平均骨導聴力レベル、植込型骨導補聴器を使用する必要がある理由(既存の骨導補聴器の使用歴がない患者に対して使用する場合は、既存の骨導補聴器を使用しない理由を含む。)、既存の治療の結果等を詳細に記載すること。

(別添参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和2年3月5日保医発 0305 第9号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>001~168 (略)</p> <p>174 植込型骨導補聴器</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 植込型骨導補聴器は、以下のいずれにも該当する患者に対して使用した場合に算定する。</p> <p>ア 両側外耳道閉鎖症、両側耳硬化症、両側真珠腫又は両側耳小骨奇形等で、既存の手術による治療及び既存の補聴器を使用しても改善がみられない患者。</p> <p>イ 一側の平均骨導聴力レベルが <u>55dB</u> 以内の患者。 <u>(削除)</u></p> <p>(3) 植込型骨導補聴器を使用する際には、診療報酬明細書の摘要欄に患者の平均骨導聴力レベル、植込型骨導補聴器を使用する必要がある理由(既存の骨導補聴器の使用歴がない患者に対して使用する場合は、既存の骨導補聴器を使用しない理由を含む。)、既存の治療の結果等を詳細に記載すること。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>001~168 (略)</p> <p>174 植込型骨導補聴器</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 植込型骨導補聴器は、以下のいずれにも該当する患者に対して使用した場合に算定する。</p> <p>ア 両側外耳道閉鎖症、両側耳硬化症、両側真珠腫又は両側耳小骨奇形で、既存の手術による治療及び既存の骨導補聴器を使用しても改善がみられない患者。</p> <p>イ 一側の平均骨導聴力レベルが <u>45dB</u> 以内の患者。</p> <p>ウ 18 歳以上の患者、ただし、両側外耳道閉鎖症の患者については、保護者の同意が得られた場合、15 歳以上でも対象となる。</p> <p>(3) 植込型骨導補聴器を使用する際には、診療報酬明細書の摘要欄に患者の平均骨導聴力レベル、植込型骨導補聴器を使用する必要がある理由、既存の治療の結果等を詳細に記載すること。</p> <p>(4) (略)</p>

176～209 (略)

4～6 (略)

II～IV (略)

176～209 (略)

4～6 (略)

II～IV (略)